

復興サポート事業支援要綱

(目的)

第1条 この要綱は、県・市町生活支援協議会（以下、「協議会」という。）が、阪神・淡路大震災その他の自然災害における支援活動の経験がある団体がその経験を活かして、岩手県・宮城県・福島県などの東日本大震災被災地（災害救助法適用地域）（以下「被災地」という。）の復興をサポートするために取り組む事業（以下、「復興サポート事業」という。）に対して支援を行うことで、阪神・淡路大震災等の経験や教訓を伝え、被災地の早期復興を支援することを目的とする。

(支援の対象)

第2条 協議会は、予算の範囲内において、復興サポート事業に要する経費の全部又は一部を支援するものとし、支援の対象となる団体、事業及び経費、支援金の額等については、別表のとおりとする。

(申請)

第3条 復興サポート事業の実施を希望する団体は、「復興サポート事業実施計画承認申請書」（様式第1号）に、協議会の会長（以下、「会長」という。）が別に定める書類を添えて、別に定める期限までに提出しなければならない。

(実施計画の承認)

第4条 会長は、前条の規定に基づく申請があった場合は、速やかに事業内容を審査し、当該申請に係る事業を支援すべきものと認めるときは、実施計画を承認するとともに支援金の予定額を定めるものとする。

- 2 会長は、承認する実施計画について、当該復興サポート事業の支援の目的を達成するため必要があるときは、条件を付すものとする。
- 3 会長は、第1項の規定に基づき承認を行ったときは、「復興サポート事業実施計画承認決定通知書（様式第2号）」により申請団体に対して通知する。

(計画の変更、中止又は廃止)

第5条 前条第3項により承認の通知を受けた団体（以下、「承認事業団体」という。）は、計画の変更（会長が別に定める軽微な変更を除く。）を行おうとする場合は、「計画変更承認申請書（様式第3号）」に会長が別に定める書類を添え、計画の中止又は廃止を行おうとする場合は、「計画中止（廃止）承認申請書（様式第4号）」により、それぞれ現地活動日前に申請しなければならない。

- 2 会長は、前項の申請に対し、申請事項を承認すべきものと認めるときは、その旨を「計画変更承認決定通知書（様式第5号）」又は「計画中止（廃止）承認決定通知書（様式第6号）」により通知するものとする。

(申請の取下げ)

第6条 承認事業団体は、第4条第2項又は第5条第2項の通知の内容又はこれに付された条件に不服があるときは、当該通知を受けた日の翌日から15日以内に限り、申請の取り下げをすることができる。

- 2 申請の取り下げがあったときは、当該承認の決定はなかったものとみなす。

(活動の報告及び支援金の請求)

第7条 承認事業団体は、その活動結果について、「活動報告書（様式第7号）」及び「支援金請求書（様式第8号）」と会長が別に定める書類を添えて、別に定める期限までに提出しなければならない。

(是正命令等)

第8条 会長は、前条に規定する活動報告があった場合、当該事業の成果が実施計画の内容及び承認決定に付した条件等に適合しないと認めるときは、当該内容に適合させるための措置を執るべきことを承認事業団体に命ずることができる。

2 承認事業団体は、前項の措置が完了したときは、前条の規定に従って活動報告しなければならない。

(額の確定)

第9条 会長は、事業の完了に係る第7条及び前条第2項の活動報告があった場合において、当該報告に係る書類の審査及び必要に応じた現地調査等により、当該事業の成果が第4条第1項により承認した事業の内容（第5条第2項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した内容）及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき支援金の額を確定し、「復興サポート事業支援金額確定通知書（様式第9号）」により、当該承認事業団体に通知するものとする。

2 会長は、確定した支援金の額が、第4条第1項による支援金の予定額（第5条第2項の規定に基づく決定をした場合は、その決定した支援金額）と同額であるときは、前項の規定による通知を省略することができる。

(支援金の交付)

第10条 会長は、前条第1項の確定を行ったのち、第7条により提出される「支援金請求書（様式第8号）」により支援金を交付する。

2 会長は、前項の規定にかかわらず、必要があると認められるときは、交付予定額の2分の1を限度として、概算払をすることができる。この場合において、会長は、概算払を必要とする理由や事業の資金計画が分かる資料の添付を求めるものとする。

(承認の取消し)

第11条 会長は、次に掲げる各号のいずれかに該当するときは、承認の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請、その他不正の行為により、承認の決定を受けたとき。
- (2) 事業の未着手、休止又は廃止のとき。
- (3) その他、この要綱又はこれに基づく指示に違反したとき。

2 会長は、前項の取消しを行った場合には、その旨を「承認決定取消通知書（様式第10号）」により承認事業団体に通知する。

(支援金の返還)

第12条 会長は、前条第1項の取消しを行った場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に支援金が交付されているときは、当該決定の日の翌日から15日以内の期限を定めて、承認事業団体に対し、その返還を命ずることができる。

2 会長は、やむを得ない事情があると認めるときは、前項の期限を延長することができる。

(加算金及び遅延利息)

第13条 承認事業団体は、前条第1項の規定により支援金の返還を命じられたときは、その命令に係る支援金の受領日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金の額につき年10.95パーセントの割合で計算した金額を協議会に納付しなければならない。

(帳簿の備付け)

第14条 承認事業団体は、当該事業に係る収入及び支出の状況を明らかにした帳簿を備え、かつ、収入及び支出について証拠書類を整理し、当該事業が完了した年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(事故等の対応)

第15条 承認事業団体は、その活動中、事故等に十分注意しなければならない。

(施行細目の委任)

第16条 この要綱で定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年5月20日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月21日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年3月23日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年3月26日から施行する。

附 則

この要綱は、2019（平成31）年3月28日から施行する。

別に定める事項

関係事項	内 容
第3条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業計画書（別紙1） ・ 収支予算書（別紙2） ・ 申請団体に関する概要書（別紙3） ・ 復興サポート事業活動同意書（別紙4）※支援対象とする団体等からの同意書 ・ その他必要と認める書類
	<p>(申請受付期限) 事業開始日の30日前まで （その日が土日、祝日の場合はその前開庁日）。 ただし、2019（平成31）年4月に事業を実施する場合は、随時受付とする</p>
第5条第1項	<p>(軽微な計画の内容変更) 事業の目的や効果に影響を及ぼさない細部の変更 ただし、支援金総額の増額を伴う変更については、これにあたらぬものとする。</p>
	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第3条に準ずる
第7条	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業報告書（別紙5） ・ 収支決算書（別紙6） ・ その他必要と認める書類
	<p>(活動報告等期限) 事業完了後30日以内又は2020年4月20日のいずれか早い日</p>

別表（第2条関係）

<p>支 援 対 象 団 体</p>	<p>支援対象団体は、次のすべての要件を満たす団体とする。</p> <p>(1) 兵庫県内に主な活動拠点を有する団体であること。ただし、専門的な支援活動を行うための資格を有する者やそれに準じる専門知識・経験を有すると認められる者は、個人での申請も可とする。</p> <p>(2) 阪神・淡路大震災その他の自然災害において支援活動の経験があり、その経験を活かして被災地へ支援活動ができる団体であること。実際の災害での支援活動の経験がない場合は、平素から災害時の支援活動に向けた学習・訓練を続け、実際の支援活動の経験がある団体と同等の支援活動が行うことができると認められる団体であること。</p> <p>(3) 宗教活動、政治活動、営利活動を主たる目的とする団体でないこと。</p> <p>(4) 反社会的活動を行う団体でないこと。</p> <p>(5) 会計、経理、監査に関する事務や意思決定を適切に行える体制が整備されていること。</p> <p>(6) 申請日時点において、代表者の年齢が満20歳以上であること。</p>
<p>支 援 対 象 事 業 の 要 件</p>	<p>支援対象事業は、次のすべての要件を満たすものとする。</p> <p>(1) 阪神・淡路大震災その他の自然災害における支援活動の経験を活かして行う事業であること。実際の災害での支援活動の経験がない場合は、継続した学習・訓練の成果を活かして行う事業であること。</p> <p>(2) 被災地において次のいずれかの支援活動を実施すること。</p> <p>ア 住民主体のまちづくりに対する支援活動</p> <p>イ 仮設住宅・恒久仮設住宅移行後のコミュニティの再生、高齢者の見守りに対する支援活動</p> <p>ウ 商店街の活性化の取り組みに対する支援活動</p> <p>エ 地域資源を活かした観光誘致の取り組みに対する支援活動</p> <p>オ 被災者の福祉の向上、交流の促進を図る取り組みに対する支援活動</p> <p>カ 被災者への就労支援活動</p> <p>キ 被災児童等のこころのケアにつながる支援活動</p> <p>ク その他被災地の課題解決に向けた支援活動であって、会長が被災地の復興につながるものと認めるもの</p> <p>(3) 支援対象とする被災地の団体や施設の同意を得ており、円滑な事業実施が可能であること。</p>
<p>支 援 対 象 経 費</p>	<p>支援対象経費は、対象外経費を除き、次の実費に補助率を乗じた額とする。ただし、活動費の1/2以上は被災地における支援活動に係るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・旅費（被災地への往復及び被災地内での旅費、被災地での宿泊費（ただし、1人あたり8,700円/日を上限とする）） ・活動費（通信運搬費、使用料・賃借料、消耗品購入費（使用期間が概ね1年未満のもので、事業期間内に消費するもの）等） <p>（対象外経費）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・経済的でない経費（グリーン車等の利用料金等） ・食糧費 ※ただし、支援活動における茶菓代（被災者に提供するものに限り、原則として1人当たり400円を限度とする。酒肴品は除く。）は対象経費とする。 ・謝金・報償費 ・被災地での支援活動として必要性が低い経費（お揃いのTシャツ、 Poloシャツ、ビブス等の作成）

<p>支援金の補助率</p>	<p>[旅費] 10/10以内 [活動費] 1/2以内</p>
<p>支援金限度額・回数</p>	<p>[支援金限度額] 1回につき400千円 [支援回数] 同一年度内2回までとする。 ただし、多人数でなければ実施できない事業や、年間に多数回実施するなどの理由等により、1回の申請で400千円を超える支援金を必要とする場合、1回の申請で800千円まで可とする。この場合、同一年度内の支援回数は1回限りとする。</p>